

建設業法令遵守ガイドライン（平成19年国総建第100号）の一部改正に係る新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
目次	目次
はじめに ······ 1	はじめに ······ 1
1. 見積条件の提示 ······ 2 (建設業法第20条第3項)	1. 見積条件の提示 ······ 2 (建設業法第20条第3項)
2. 書面による契約締結	2. 書面による契約締結
2-1 当初契約 ······ 4 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)	2-1 当初契約 ······ 4 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)
2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約 ··· 8 (建設業法第19条第2項、第19条の3)	2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約 ··· 8 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
<u>2-3 工期変更に伴う変更契約 ······ 10</u> <u>(建設業法第19条第2項、第19条の3)</u>	
3. 不当に低い請負代金 ······ <u>12</u> (建設業法第19条の3)	3. 不当に低い請負代金 ······ <u>10</u> (建設業法第19条の3)
4. 指値発注 ······ <u>14</u> (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)	4. 指値発注 ······ <u>12</u> (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
5. 不当な使用材料等の購入強制 ······ <u>16</u> (建設業法第19条の4)	5. 不当な使用材料等の購入強制 ······ <u>14</u> (建設業法第19条の4)
6. やり直し工事 ······ <u>18</u> (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)	6. やり直し工事 ······ <u>16</u> (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
7. 赤伝処理 ······ <u>20</u> (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)	7. 赤伝処理 ······ <u>18</u> (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)

新	旧
<u>8. 工期</u> 23 (建設業法第19条第2項、第19条の3)	
<u>9. 支払保留</u> 25 (建設業法第24条の3、第24条の5)	<u>8. 支払保留</u> 21 (建設業法第24条の3、第24条の5)
<u>10. 長期手形</u> 27 (建設業法第24条の5第3項)	<u>9. 長期手形</u> 23 (建設業法第24条の5第3項)
<u>11. 帳簿の備付け及び保存</u> 28 (建設業法第40条の3)	<u>10. 帳簿の備付け及び保存</u> 24 (建設業法第40条の3)
<u>12. 関係法令</u>	<u>11. 関係法令</u>
<u>12-1 独占禁止法との関係について</u> 30	<u>11-1 独占禁止法との関係について</u> 26
<u>12-2 社会保険・労働保険について</u> 31	<u>11-2 社会保険・労働保険について</u> 27
<u>関連条文</u> 32 「建設業法」(抄) 34	<u>関連条文</u> 28 「建設業法」(抄) 30
「建設工事標準下請契約約款」 41	「建設工事標準下請契約約款」 37
「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(抄) 56	「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(抄) 52
「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」 56	「建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準」 52
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 61	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 57
<u>1. (略)</u>	<u>1. (略)</u>
<u>2. 書面による契約締結</u>	<u>2. 書面による契約締結</u>
2-1 当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)	2-1 当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)

新	旧
<p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金（<u>12</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。</p> <p>また、発注者と元請負人の関係において、例えば、発注者が契約変更に応じないことを理由として、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人に追加工事等の費用を負担させることは、元請負人としての責任を果たしているとはいえず、元請負人は発注者に対して発注者が契約変更等、適切な対応をとるよう働きかけを行うことが望ましい。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2-2 <u>追加工事等に伴う追加・変更契約</u>（建設業法第19条第2項、第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の工期が当初契約の工期より短くなり、残された工期内に工事を完了させるため労働者の増員等が必要となった場合に、下請負人との協議にも</p>	<p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 元請負人と下請負人の双方の義務であるべきところを下請負人に一方的に義務を課すものや、元請負人の裁量の範囲が大きく、下請負人に過大な負担を課す内容など、建設工事標準下請契約約款に比べて片務的な内容による契約については、結果として建設業法第19条の3により禁止される不当に低い請負代金（<u>10</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）につながる可能性が高い契約となるので、適当ではない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2-2 <u>追加・変更契約</u>（建設業法第19条第2項、第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>①～③ (略)</p>

新	旧
<p>応じず、元請負人の方的な都合により変更の契約締結を行わなかつた場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要</p> <p>請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、追加工事等の発生により請負契約の内容で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。</p> <p><u>元請負人及び下請負人が追加工事等に関する協議を円滑に行えるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第5号に掲げる事項（当事者の一方から設計変更等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。</u></p> <p>(2) · (3) (略)</p> <p>(4) 追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ</p> <p>追加工事等を下請負人の負担により施工させたことにより、下請代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」（<u>12</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 追加工事等の着工前に書面による契約変更が必要</p> <p>請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、追加工事等の発生により請負契約の内容で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。</p> <p>(2) · (3) (略)</p> <p>(4) 追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ</p> <p>追加工事等を下請負人の負担により施工させたことにより、下請代金の額が当初契約工事及び追加工事等を施工するために「通常必要と認められる原価」（<u>10</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p>

新	旧
<p>2-3 工期変更に伴う変更契約（建設業法第19条第2項、第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p><u>下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の当初契約で定めた工期が変更になり、下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった場合</u></p> <p><u>上記のケースは、建設業法第19条第2項に違反するほか、必要な増額を行わなかつた場合には同法第19条の3に違反するおそれがある。</u></p> <p>(1) 工期変更にかかる工事の着工前に書面による契約変更が必要</p> <p><u>請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、工期変更により請負契約で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に工期変更にかかる工事の着工前にその変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</u></p> <p><u>元請負人及び下請負人が工期変更に関する協議を円滑に行えるよう、下請工事の当初契約において、建設業法第19条第1項第5号に掲げる事項（当事者の一方から工事着手の延期等の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め）について、できる限り具体的に定めておくことが望ましい。</u></p> <p>(2) 工事に着手した後に工期が変更になった場合、追加工事等の内容及び変更後の工期が直ちに確定できない場合の対応</p> <p><u>下請工事に着手した後に工期が変更になった場合は、契約変更等の</u></p>	

新	旧
<p>手続きについては、<u>変更後の工期が確定した時点で遅滞なく行うものとする。工期を変更する必要があると認めるに至ったが、変更後の工期の確定が直ちにできない場合には、工期の変更が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期を記載した書面を、工期を変更する必要があると認めた時点で下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続については、変更後の工期が確定した時点で遅滞なく行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請工事の変更を行わない場合は建設業法違反</u></p> <p><u>下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加したにもかかわらず、例えば、元請負人が発注者から増額変更が認められないことを理由として、下請負人からの契約変更の申し出に応じない行為等、必要な変更契約を行わない行為については、建設業法第19条第2項に違反する。</u></p> <p>(4) <u>下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反するおそれ</u></p> <p><u>下請人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、費用の増加分について下請人に負担させしたことにより、下請代金の額が下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（12ページ「3.</u></p>	

新	旧
<p><u>不當に低い請負代金</u>（参照）に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等の状況によっては、建設業法第19条の3の<u>不當に低い請負代金の禁止</u>に違反するおそれがある。</p> <p>(5) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合の対応</p> <p><u>工事現場においては、工期の変更のみが行われる場合のほか、追加工事等の発生に起因して工期の変更が行われる場合が多いが、追加工事等の発生が伴う場合には、(1)から(4)のほか、追加工事等に伴う追加・変更契約に関する記述が該当する（8ページ「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」参照）。</u></p>	
<p>3. 不當に低い請負代金（建設業法第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地位の不当利用</p> <p>元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いたか否かについては、下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法等により判断されるものであり、例</p>	<p>3. 不當に低い請負代金（建設業法第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地位の不当利用</p> <p>元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いたか否かについては、下請代金の額の決定に当たり下請負人と十分な協議が行われたかどうかといった対価の決定方法等により判断されるものであり、例</p>

新	旧
<p>えば下請負人と十分な協議を行うことなく元請負人が価格を一方的に決定し当該価格による取引を強要する指値発注（<u>1_4</u>ページ「4. 指値発注」参照）については、元請負人による地位の不当利用に当たるものと考えられる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>えば下請負人と十分な協議を行うことなく元請負人が価格を一方的に決定し当該価格による取引を強要する指値発注（<u>1_2</u>ページ「4. 指値発注」参照）については、元請負人による地位の不当利用に当たるものと考えられる。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
<p>4. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積 金額のうち最も低い額を一方的に下請代金の額として決定し、その 額で下請契約を締結した場合</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>上記①から⑤のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反する おそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがあ る。また、④のケースは同法第19条第1項に違反し、⑤のケースは 同法第20条第3項に違反する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指値発注は建設業法に違反するおそれ</p> <p>指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考え られ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認めら れる原価」（<u>1_2</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）に満たな い金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等の状況によっ</p>	<p>4. 指値発注（建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>①・② (略)</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>③・④ (略)</p> <p>上記①から④のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するお それがあり、また、③のケースは同法第19条第1項に違反し、④のケー スは同法第20条第3項に違反する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 指値発注は建設業法に違反するおそれ</p> <p>指値発注は、元請負人としての地位の不当利用に当たるものと考え られ、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認めら れる原価」（<u>1_0</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）に満たな い金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等の状況によっ</p>

新	旧
<p>ては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p><u>元請負人が下請負人に対して示した工期が、通常の工期に比べて著しく短いなど厳しい工期である場合には、下請工事を施工するために「通常必要と認められる原価」は、元請負人が示した厳しい工期で下請工事を完成させることを前提として算定されるべきである。</u></p> <p><u>元請負人が、通常の工期を前提とした下請代金の額で指値をした上で厳しい工期で下請工事を完成させることにより、下請代金の額がその工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（12ページ「3. 不當に低い請負代金」参照）を下回る場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある。</u></p> <p>また、下請負人が元請負人が指値した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第3項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（2ページ「1. 見積条件の提示」参照）。</p> <p>さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後に下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する（4ページ「2. 書面による契約締結」参照）。</p> <p>なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その情状によつては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>また、下請負人が元請負人が指値した額で下請契約を締結するか否かを判断する期間を与えることなく、回答を求める行為については、建設業法第20条第3項の見積りを行うための一定期間の確保に違反する（2ページ「1. 見積条件の提示」参照）。</p> <p>さらに、元請下請間において請負代金の額の合意が得られず、このことにより契約書面の取り交わしが行われていない段階で、元請負人が下請負人に対し下請工事の施工を強要し、その後に下請代金の額を元請負人の指値により一方的に決定する行為は、建設業法第19条第1項に違反する（4ページ「2. 書面による契約締結」参照）。</p> <p>なお、上記に該当しない場合についても、指値発注は、その情状によつては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p>5. 不当な使用材料等の購入強制（建設業法第19条の4）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること 「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう（<u>12</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>5. 不当な使用材料等の購入強制（建設業法第19条の4）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること 「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いることをいう（<u>10</u>ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
<p>6. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、契約変更が必要 下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請負人は速やかに当該工事に必要となる費用について元請下</p>	<p>6. やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、契約変更が必要 下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合にあっては、元請負人は速やかに当該工事に必要となる費用について元請下</p>

新	旧
<p>請問で十分に協議した上で、契約変更を行う必要があり、元請負人が、このような契約変更を行わず、当該やり直し工事を下請負人に施工させた場合には、建設業法第19条第2項に違反する（8ページ「2-2 <u>追加工事等に伴う追加・変更契約</u>」参照）。</p> <p>(3) 下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ</p> <p>下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（12ページ「3. 不當に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3違反に該当しない場合であっても、やり直し工事により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>請問で十分に協議した上で、契約変更を行う必要があり、元請負人が、このような契約変更を行わず、当該やり直し工事を下請負人に施工させた場合には、建設業法第19条第2項に違反する（8ページ「2-2 <u>追加・変更契約</u>」参照）。</p> <p>(3) 下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反するおそれ</p> <p>下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させるやり直し工事によって、下請代金の額が、当初契約工事及びやり直し工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（10ページ「3. 不當に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不當に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>また、上記建設業法第19条第2項及び第19条の3違反に該当しない場合であっても、やり直し工事により、元請負人が下請負人の利益を不当に害した場合には、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>7. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) · (2) (略)</p> <p>(3) 適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ</p>	<p>7. 赤伝処理（建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) · (2) (略)</p> <p>(3) 適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれ</p>

新	旧
<p>赤伝処理として、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差引く行為や下請負人の合意はあるものの、差引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差引く行為又は実際に要した諸費用（実費）より過大な費用を下請代金から差引く行為等は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却することとなるため、元請負人の一方的な赤伝処理については、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p> <p>なお、赤伝処理によって、下請代金の額が、その工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（12ページ「3. 不當に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>赤伝処理として、元請負人と下請負人双方の協議・合意がないまま元請負人が一方的に諸費用を下請代金から差引く行為や下請負人の合意はあるものの、差引く根拠が不明確な諸費用を下請代金から差引く行為又は実際に要した諸費用（実費）より過大な費用を下請代金から差引く行為等は、建設業法第18条の建設工事の請負契約の原則（各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結する。）を没却することとなるため、元請負人の一方的な赤伝処理については、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p> <p>なお、赤伝処理によって、下請代金の額が、その工事を施工するために「通常必要と認められる原価」（10ページ「3. 不當に低い請負代金」参照）に満たない金額となる場合には、元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。</p> <p>(4) (略)</p>
<p>8. 工期（建設業法第19条第2項、第19条の3）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</u></p> <p>①元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工程に遅れが生じ、その結果下請負人の工期を短縮せざるを得なくなった場合において、これに伴って発生した増加費用について下請負人との協議を行うことなく、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合</p> <p>②元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工期が不足し、完成期日</p> </div>	

新	旧
<p>に間に合わないおそれがあった場合において、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結し、又は元請負人自ら労働者を手配し、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合</p> <p>③元請負人の都合により、下請工事が一時中断され、工期を延長した場合において、その間も元請負人の指示により下請負人が重機等を現場に待機させ、又は技術者等を確保していたにもかかわらず、これらに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた場合</p> <p>上記①から③のケースは、いずれも建設業法第19条の3に違反するおそれがあるほか、同法第28条第1項第2号に該当するおそれがある。また、いずれのケースも変更契約を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。</p> <p>(1) 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に変更契約を締結することが必要</p> <p>建設工事の請負契約の当事者である元請負人及び下請負人は、当初契約の締結に当たって、適正な工期を設定すべきであり、また、元請負人は工程管理を適正に行うなど、できる限り工期に変更が生じないよう努めるべきであることはいうまでもない。しかし、工事現場の状況により、やむを得ず工期を変更することが必要になる場合も多い。このような場合には、建設業法第19条第2項により、当初契約を締結した際と同様に、変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている（10ページ「2-3 工期変更に伴う変更契約」参照）。</p> <p>工期の変更に関する変更契約の締結に際しても、他の変更契約の締</p>	

新	旧
<p>結の際と同様に、元請負人は、速やかに当該変更に係る工期や費用等について、下請負人と十分に協議を行う必要がある。合理的な理由もなく元請負人の一方的な都合により、下請負人の申し出に応じず、必要な変更契約の締結を行わない場合には、建設業法第19条第2項に違反する。</p> <p>(2) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合は、元請負人がその費用を負担することが必要</p> <p>下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、例えば、元請負人の施工管理が十分に行われなかつたため、下請工事の工期を短縮せざるを得ず、労働者を集中的に配置した等の理由により、下請工事の費用が増加した場合には、その増加した費用については元請負人が負担する必要がある。</p> <p>(3) 元請負人が、工期変更に起因する費用増を下請負人に一方的に負担させることは建設業法に違反するおそれ</p> <p>元請負人が下請負人に対して、自己の取引上の地位を利用して、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結させた場合や、下請負人の責めに帰すべき理由がない工期の変更による下請工事の費用の増加を元請負人の都合により、一方的に下請負人に負担させ又は赤伝処理を行つた結果、下請代金の額が「通常必要と認められる原価」（12ページ「3. 不当に低い請負代金」参照）に満たない金額になる場合には、元請下請間の取引依存度等によって、建設業法第19条の3に該当するおそれがある。</p> <p>また、上記建設業法第19条第2項、第19条の3に違反しない場合であっても、工期の変更により、元請負人が下請負人の利益を不当</p>	

新	旧
<p>に害したときには、その情状によっては、建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当するおそれがある。</p>	
<p>9. 支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反 工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了後、正当な理由がないにもかかわらず長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、建設業法第24条の3又は同法第24条の5に違反する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>8. 支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）</p> <p>【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反 工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが終了後、正当な理由がなく様々な名目（瑕疵担保や発注者からの工事代金の支払がない等）で長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、建設業法第24条の3又は同法第24条の5に違反する。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>10. (略)</p>	<p>9. (略)</p>
<p>11. 帳簿の備付け及び保存（建設業法第40条の3）</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要 建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間保存しなければならないとされている。</p>	<p>10. 帳簿の備付け及び保存（建設業法第40条の3）</p> <p>【建設業法上違反となる行為事例】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要 建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間保存しなければならないとされている。</p>

新	旧
<p>※平成21年10月1日以降については、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては、10年間となる。</p> <p>(2) (略)</p>	
<p><u>12 関係法令</u></p> <p><u>12-1 独占禁止法との関係について</u></p> <p>建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定している。</p> <p>また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引における不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。）を示している。</p> <p>なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。</p> <p>① 「2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約」、「2-3 工期変更に伴う変更契約」、「3. 不當に低い請負代金」、「6. やり直し工事」及び「8. 工期」に関しては、認定基準の6に掲げる「不當</p>	<p>(2) (略)</p> <p><u>11 関係法令</u></p> <p><u>11-1 独占禁止法との関係について</u></p> <p>建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）、第19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止）、第24条の3（下請代金の支払）第1項、第24条の4（検査及び引渡し）又は第24条の5（特定建設業者の下請代金の支払期日等）第3項若しくは第4項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができると規定している。</p> <p>また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、建設業の下請取引における不公正な取引方法の認定基準（昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。）を示している。</p> <p>なお、本ガイドラインと関係のある認定基準は以下のとおりである。</p> <p>① 「2-2 追加・変更契約」、「3. 不當に低い請負代金」及び「6. やり直し工事」に関しては、認定基準の6に掲げる「不當に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不當減額」</p>

新	旧
に低い請負代金」及び認定基準の7に掲げる「不当減額」 ②～⑥（略）	②～⑥（略）
<u>12-2</u> （略）	<u>11-2</u> （略）
関連条文（略）	関連条文（略）